

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは平成24年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税（1㍗あたり32円10銭）を免税するという制度で、農業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト及び重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきた。

この免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻になる。さらに、この制度は、地域農業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であることから、その継続が強く望まれている。

よって、国においては、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

宮崎県西都市議会

《提出先》

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
総務大臣	片山善博	殿
法務大臣	仙石由人	殿
財務大臣	野田佳彦	殿